

# 粉じんによる健康障害を防止しよう！

## (第8次粉じん障害防止総合対策)

じん肺とは、粉じんさらされる仕事を長年続けることで発症する肺の病気で、いったんじん肺にかかると粉じん作業をやめたあとも病気は進行し、じん肺そのものは現在の医療では治療の方法がありません。

山口県内のじん肺の新規有所見者は減少してきていますが、未だにアーク溶接作業従事者等に新規有所見者が発生しています。

厚生労働省では、粉じんによる健康障害の防止対策を一層推進するため「第8次粉じん障害防止総合対策」(平成25年度～平成29年度)を策定しました。

粉じん作業を有する事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、以下の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置(概略)」の実施を徹底してください。また、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置の実施に協力しましょう。

### 粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

#### 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

- ◇ 屋外での金属をアーク溶接する作業は、平成24年4月1日より粉じん則及びじん肺則の改正で、呼吸用保護具(防じんマスク)の使用、休憩設備の設置、健康診断の実施とじん肺健康管理実施状況報告の提出が必要となっています。
- ◇ **アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業**については、未だに粉じん作業であるという認識が低いことから、これらの作業が**じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」**であり、この作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等を記したものを、アーク溶接等の作業場の見やすい場所へ掲示するとともに、「保護具着用管理責任者」を選任し、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理を推進しましょう。
- ◇ 電動ファン付き呼吸用保護具は防護の効果が高いので、その着用を推進しましょう。
- ◇ 屋内でアーク溶接作業を行う場合、全体換気装置による換気の実施に加え、より効果的に粉じんの発散防止を図るために、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等の設置を検討しましょう。
- ◇ じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を所轄の労働基準監督署へ提出するとともに、じん肺有所見労働者に対しては、積極的な禁煙の働きかけも含めた健康管理教育を実施しましょう。
- ◇ じん肺の予防及び健康管理のためには正しい知識が必要であり、アーク溶接作業に常時従事する労働者に対して、じん肺法第6条に基づきじん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育の実施を徹底しましょう。



#### 2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

- ◇ 局所排気装置の設置等粉じん発生源に対する措置を徹底するとともに、「検査・点検責任者」を選任し、局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検を実施しましょう。



- ◇ 法定の作業環境測定を実施し、第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場については、施設、設備等の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じましょう。
- ◇ 特別教育等を実施するとともに、「たい積粉じん清掃責任者」を選任し、毎日の清掃及び1月に1回以上、定期的に、たい積粉じん除去のための清掃を推進しましょう。

### 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

- ◇ 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」)に基づく対策を徹底しましょう。
- ◇ 必要に応じて「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成24年3月建設業労働災害防止協会)も参照しましょう。
- ◇ コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者は、電動ファン付き呼吸用保護具に限られ、作業中常にファンが有効に作動するよう、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付けを確実に実施しましょう。

### 4 離職後の健康管理

- ◇ 粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対しては、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成23年3月)を配付し、健康管理手帳の交付申請の方法や離職後の健康管理に必要な事項を周知しましょう。また、健康管理手帳の申請に必要な書類を提供してください。
- ◇ じん肺管理区分が管理2又は管理3の方は、離職後に山口労働局へ申請されれば健康管理手帳が交付され、無料で年に1回健康診断を受けることができます。ガイドブックをよく読んで離職後も健康管理に留意しましょう。



## 粉じん対策の日

粉じん作業のある事業場では、

呼吸用保護具の点検  
局所排気装置等の点検  
たい積粉じん除去のための清掃

等を定期的 to 実施する「粉じん対策の日」を、毎月特定の日を設定しましょう。

山口労働局では、**毎月24日**(2(ふん)4(じん))に設定するよう推奨しています。

詳しくは、山口労働局健康安全課(083-995-0373)又は最寄りの各労働基準監督署にお尋ね下さい。

下関労働基準監督署 (083-266-5476)

宇部労働基準監督署 (0836-31-4500)

徳山労働基準監督署 (0834-21-1788)

下松労働基準監督署 (0833-41-1780)

岩国労働基準監督署 (0827-24-1133)

山口労働基準監督署 (083-922-1238)

萩労働基準監督署 (0838-22-0750)